

○鳥羽志勢広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

〔平成11年4月1日〕  
〔条例第6号〕

改正 平成16年10月1日条例第3号

鳥羽志勢広域連合職員の懲戒の手續及び効果については、志摩市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成16年志摩市条例第38号）の例による。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成16年10月1日条例第3号）

この条例は、平成16年10月1日から施行する。